

令和7年12月10日

自動販売機（清涼飲料水等）の設置による販売者の募集について  
(公告)

国有財産事務分掌者  
岐阜地方裁判所長 加島滋人

岐阜地方裁判所庁舎等の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水等）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください（3庁舎一括の募集）。

記

1 件名

岐阜地方裁判所庁舎等の一部における使用許可（自動販売機（清涼飲料水等））の相手方の選定

2 募集の趣旨

岐阜地方裁判所庁舎の一部において自動販売機（清涼飲料水等）の設置により販売する目的で使用許可（有償（価格競争））を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所及び使用面積（使用面積は、設置する自動販売機及びゴミ箱の大きさにより変動する。）

(1) 岐阜市美江寺町2-4-1

岐阜地方裁判所本庁舎1階 約4.08m<sup>2</sup>

(2) 岐阜県大垣市丸の内1-2-2

岐阜地方裁判所大垣支部庁舎1階 約1.18m<sup>2</sup>

(3) 岐阜県多治見市小田町1-22-1

岐阜地方裁判所多治見支部庁舎1階 約1.18m<sup>2</sup>

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水等）を設置し、販売する。

また、自動販売機横にはビン、缶、ペットボトル等の分別ゴミ箱を設置し、同ゴミ箱に投入されたゴミは回収しなければならない。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和7年12月10日（水）から同年12月23日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

岐阜地方裁判所事務局会計課管理係 （担当：藤井）

岐阜市美江寺町2-4-1 電話 058(262)5127（直通）

FAX 058(265)9081

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送を希望の場合は、イの電話番号に連絡し、返信用切手を貼付した封筒を、イの場所へ送付する。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和8年1月13日（火）から同年1月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

(1)のイと同じ

ウ 提出方法

イの提出場所に持参、郵送又は企画提案募集要領記載のメールアドレスに電子メールを送信する方法による（アの提出期間内必着）。

なお、郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、電子メールによる場合は、(1)のイの電話番号に事前に問い合わせること。

エ 提出部数

1部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成及び提出に関する質問は、次のとおり書面又は電子メールにて受け付ける。ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、電話で問い合わせても差し支えない。

ア 提出期限 令和7年12月23日（火）午後5時まで

イ 提出場所 5の(1)のイと同じ

ウ 提出方法 5の(2)のウと同じ

(2) 回答は、令和8年1月9日（金）午後5時までに電子メール等により送付する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 応募者は(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反したこととなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書（誓約書の様式は企画提案募集要領で示す）を5の企画提案書の提出に合わせて提出すること。
- (3) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。
- ア 提出場所、提出期限又は提出方法が5(2)に適合しないとき。
  - イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。
  - ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
  - エ 誓約書の提出がないとき

- (4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領別添評価項目で定めた要件のうち1から3までを全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額））の提案が、岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額））の最低価格の制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定する。

応募者は、記3の使用許可をする場所ごとに使用料を算出し、その合計額を各庁の使用面積の合計数量で除した金額をもって、1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額）を算出し、国有財産使用料を提案すること。

また、実際の国有財産使用料は、提案された国有財産使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額））に実際に使用許可をする使用面積数量を乗じた金額に消費税等相当額を加算した金額を、使用許可をする場所ごとに算出し、すべてを合算した金額となる。そのため、応募者は提案書に記載する金額を算出する際には、消費税等相当額を差し引いて算出し、国有財産使用料価格提案書に記入すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。ただし、最高価格の提案を行った者が来庁できない場合は、当該選定手続を担当していない裁判所職員によるくじ引きを実施し、相手方を選定する。

おって、いずれの提案金額も岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額））の最低価格の制限に達しない場合は、国有財産使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額））の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、岐阜地方裁判所から別途連絡する。

- (5) 再提案によっても岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額））の最低価格制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額））の最低価格の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

- (6) (5)の手続によっても岐阜地方裁判所が定める使用料の最低価格の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

## 8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。